

広島市立大学学生の通称名の使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市立大学に在籍する学生が通称名を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「通称名」とは、戸籍、住民票及びパスポート等（以下「戸籍等」という。）上の氏名（本名）に代えて広く通用しているもの（旧姓を含む。）をいう。

(通称名を使用できる場合)

第3条 通称名を使用できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 戸籍等上の姓を変更した学生が旧姓を使用する場合
- (2) 外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- (3) その他戸籍等上の氏名を変更していない学生が戸籍等上の氏名を使用することが困難であると学長が認める場合

(通称名を使用することができる文書等)

第4条 通称名を使用することができる文書等は、次の各号に定める文書等以外のものとする。

- (1) 法令等の定めにより戸籍等上の氏名を使用することとされる文書等
- (2) 学外との手続等において戸籍等上の氏名の使用が適当とされる文書等
- (3) その他通称名を使用することが困難であると学長が判断する文書等

(通称名の使用申請及び許可)

第5条 通称名の使用を希望する学生は、第3条各号に定める場合に該当することを確認できる書類を添えて、通称名使用申請書により、学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前項の申請に基づき通称名の使用を許可した場合は、通称名使用許可通知書により、当該学生に通知するものとする。
- 3 通称名の使用を許可された学生は、原則として、通称名のみを使用するものとし、前条に定める場合を除き、戸籍等上の氏名と混用しないものとする。
- 4 学長は、申請の内容に虚偽があった場合のほか通称名を不当に使用していると

認められるときは、許可を取り消すことができる。

- 5 通称名の使用を許可された学生は、原則として、戸籍等上の氏名以外の氏名に再び変更することはできないものとする。通称名から戸籍等上の氏名に変更した学生も同様とする。

(通称名の使用の中止)

第6条 通称名の使用を許可された学生が、通称名の使用を中止する場合は、通称名使用中止届により、学長に届け出るものとする。

(記録)

第7条 前2条の規定により通称名の使用を許可した場合、中止の届出があった場合及び許可を取り消した場合その他学生の氏名に異動があった場合は、その旨を学籍情報として学務システムに記録するものとする。

(学位記に記載する氏名)

第8条 通称名の使用を許可された学生の学位記には、通称名を記載する。ただし、当該学生が、学位記に記載する氏名を次のいずれかの表記とすることを希望する場合は、学位記における氏名表記申出書により、学長に申し出るものとする。

(1) 戸籍等上の氏名のみ表記

(2) 戸籍等上の氏名と通称名の併記

(卒業、修了又は退学後の取扱い)

第9条 卒業、修了又は退学（以下「卒業等」という。）の際に通称名を使用していた学生に係る文書等に記載する氏名については、卒業等後も在籍時と同様に取り扱うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業等後に戸籍等上の氏名又は性別を変更した者が、変更後の戸籍等上の氏名又は性別を文書に記載することを希望する場で、学長が適当と認めるときは、変更後の戸籍等上の氏名又は性別を記載することができるものとする。この場合における申請様式は任意とし、戸籍抄本等当該変更した事実を証する書類を添付させるものとする。

(通称名の使用に関する証明)

第10条 通称名と戸籍等上の氏名との同一性の証明が必要な場合においては、当該学生（卒業等をした者を含む。）が自己の責任において行うものとする。

(事務)

第11条 この要領に関する事務は、教務・学部運営室において遂行する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、学生の通称名の使用に関し必要な事項は、  
学長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月3日から施行する。